

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 沖縄道路メンテナンス株式会社
 47-003323 代表者 瑞慶山 良隆
 (土木C、ほ装工事B、とび・土工・コンクリート工事)
- 2 指名停止期間
 令和3年11月26日 ～ 令和4年1月25日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
 沖縄道路メンテナンス(株)が受注した、南部土木事務所発注の「道路パトロール及び路面等応急処理業務委託(R2)」において、令和2年9月28日14時25分頃、真嘉比川 真嘉比遊水地上池付近において、バックホウを使用して水路内の土砂回収作業後、クレーン付きの4tユニック車でバックホウを吊り上げる際に、ユニック車が傾き、車両と橋梁の高欄に作業員が挟まれ被災、死亡した。
 このことについて、那覇労働基準監督署から沖縄道路メンテナンス(株)に対して、是正勧告書及び指導票が出された。
- 5 指名停止措置理由
 本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第1(抜粋)

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 2週間以上4か月以内 |